



明治四拾一年一月

別封の面一紙をてて石印中にて
 と申付進下と取次と申すは
 であらぬ由の事と使ひて同そ
 不在と申すや上と空しくお
 付、我もあつたか、即ち
 申しおたせし、出下し、印
 せし、額にはトカフすれ、別
 きぬ、見が、の、引、
 かし、
 双魚堂大
 持

第 一
 〇印子ハニ顆三〇とて、
 不審の報ありし、

